

青森県県土整備部「余裕期間制度」実施要領

1. 制度の目的

公共工事の施工量は季節変動が大きく、これが計画的で良質な施工の確保、労働資材の安定的確保及び建設業の経営改善の障害となっている。なかでも労働者不足は、今後の建設業のあり方に深刻な影を落としている。

本県においても、工事の平準化の施策として、ゼロ債務負担行為等により発注される工事の拡大を推進しているところであるが、さらに総合的な施策展開の一環として、受注者が工事の始期を選択できる「余裕期間制度」に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

(1) 余裕期間

対象工事の請負契約の締結の翌日から現場着手日の前日までの期間をいう。

(2) 実工期

対象工事を実際に施工するために必要な期間をいう。標準工事日数又は積上げにより算定される日数で、準備及び後片付けの期間を含む。

(3) 現場着手日

実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は起工測量をいう。）に着手する日をいう。

(4) 設計上の工期

請負契約を締結しようとする翌日から、発注者が設定する余裕期間に実工期を加えた期間をいう。

(5) 契約上の工期

余裕期間に実工期を加えた期間をいう。

3. 運用方針

(1) 対象工事

設計上の工期が、次年度末日を超えない全ての工事を対象とする。

ただし、次に掲げる工事は対象としない。

イ 災害等緊急を要する工事

ロ 竣工又は供用開始日等が定められている工事

ハ 設計変更や工事中止による工期の大幅な変更等が予想される工事

ニ その他発注公所の長が「余裕期間制度」として適当でないと認める工事

(2) 現場着手日及び余裕期間の設定

現場着手日は、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日（または余裕工期を全て利用する場合はその翌日）とする。

発注者は、120日以内の範囲で余裕期間を設定することができ、原則として、30日、

60日、90日、120日の中から設定するものとする。

4. 事務処理要領

(1) 積算関係

積算に当たっては、当該制度の適用のない場合と同様とし、下記によるものとする。

- イ 積算基準及び設計単価は、公告日又は指名通知日を基準日とする。
- ロ 冬期補正や割増に関する取扱いは、青森県版土木工事標準積算基準書（共通編）による。
- ハ 受注者が選択した現場着手日より実工期の冬期率に変更となった場合は、実工期の冬期率に応じて現場管理費の冬期補正等を設計変更するものとする。

(2) 事務手続関係

発注者は、通常の工事日数を記載するほか、余裕期間制度を適用する工事であることを条件明示する。また、次の事項を特記仕様書に記載するものとする。

- イ 受注者は「現場着手日報告書（別紙様式）」を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。

ただし、工期末は、次年度末日を超えてはならない。

- ロ 現場着手日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
- ハ 契約締結の日から現場着手日の前日までの現場の管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。
ただし、現場に搬入しない資材等の準備は、受注者の責任により行うことができる。
- ニ 前払金の支払請求は、余裕期間内は請求できない。
- ホ 低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合は、調査に要した日数を発注者が設定した余裕期間から控除する。なお、調査等により契約を締結する日が余裕期間の末日の翌日以降の日となる場合には、余裕期間は適用しない。

(3) その他

- イ 現場着手日は、請負契約締結後においても変更することができる。
- ロ 契約上の工期について、増工を伴う設計変更等の場合には、工期を延長できるものとする。
- ハ この要領に定めのない事項については、通常工事と同様に取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

現場着手日報告書

(発注者)

殿

(受注者)

下記のとおり着工日を定めたので報告します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
契 約 予 定 日	令和 年 月 日
余 裕 期 間	日以内
現 場 着 手 日	令和 年 月 日
実 工 期	日間
工 期 末	令和 年 月 日 まで